

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：31件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1～4号機共用の重油移送系における2号機用重油流量計ユニットへの入口配管（屋外敷設）より油のリークが認められたため、対応検討	C	
2	2号機	取水設備バー回転式スクリーン（C）の点検において、当該スクリーン本体及び取付用ボルトに腐食が認められたため、当該スクリーン本体及び取付用ボルトを交換	D	
3	2号機	プラント停止時の原子炉格納容器内状態確認において、残留熱除去系A系の原子炉圧力容器入口弁の開閉表示用リミットスイッチギア部に脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ試験用バイパス弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に指示模様が認められたため、当該弁のシートリングを交換	D	
5	2号機	移動式炉内中性子計測系の点検における案内管取外し作業中、同系局部出力領域モニター用検出器側のコネクタが脱落したため、当該コネクタを交換	D	
6	2号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（C）の点検において、内部部品組合せ部の間隙値に管理値外れが認められたため、当該部品を交換	D	
7	2号機	高圧復水ポンプ（C）の点検において、スリーブナットの雌ネジ部に腐食による一部欠落が認められたため、当該ナットを交換	D	
8	2号機	主タービン複合中間止め弁（4）の点検において、スタンド締付ボルト・ナット（1組）にかじりによる取外し不可が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
9	2号機	高圧注水系制御盤内での安全処置のためのケーブル接続解除作業において、当該ケーブル端子固定用ビスにネジ山の破損が認められたため、当該ビスを交換	D	
10	2号機	制御棒駆動水圧系への復水補給水系からの供給元弁に駆動部の外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	主復水器細管洗浄装置（E、F）に洗浄用ボールの回収率低下が認められたため、対応検討	D	
12	4号機	タービン建屋換気空調系地階電気品室（東側）の移送排風機用Vベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
13	4号機	復水再循環流量調整弁の上流側及び下流側の弁（計2台）の制御用リンク機構保護用カバーの固定用ビスが外れていたため、ビスを取付	D	
14	4号機	主タービン主油ポンプ出口圧力計器収納箱内の圧力信号変換器の接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	
15	5号機	補機冷却海水系配管の防食用硫酸第一鉄注入装置の補助タンクドレン弁の操作ハンドルに動作不良が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
16	6号機	主復水器用空気抽出器入口蒸気圧力調整弁の上流側の弁駆動部制御用電磁弁の点検において、エアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	主タービン湿分分離器（B）出口逆止弁の浸透探傷検査において、弁体に指示模様が認められたため、当該弁体を交換	D	
18	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の点検において、ポンプ取付け用ボルト（8本中、1本）にかじりによる固着が発生したため、当該ボルトを交換及びボルト穴を修理	D	
19	6号機	第1給水加熱器（A）給水出口弁の点検において、駆動部に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）入口弁の点検において、制御用電磁弁にエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
21	6号機	原子炉建屋換気空調系給気加熱温度調整弁の点検において、当該弁の開度指示値に管理値外れが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	6号機	復水脱塩装置樹脂再生用水移送ポンプ（A）の点検において、弁開閉状態の不備により新樹脂供給タンク上部より純水のリーク（約7リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	D	
23	6号機	タービン建屋電気品室換気空調系冷却装置（A）用冷水ポンプのドレン配管接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	6号機	主タービン蒸気加減弁（No. 1）の急速作動用電磁弁の点検において、当該電磁弁を励磁した時に異音の発生が認められたため、当該弁を交換	D	
25	6号機	タービン建屋バッテリー室用空調機の現場制御装置に「異常コード：F3点検」の故障警報表示の発生が認められたため、当該制御装置を点検・修理	D	
26	6号機	給水加熱器ドレンポンプ（A、B、C）の入口弁（計3台）の浸透探傷検査において、弁棒に指示模様が認められたため、当該弁棒を交換	D	
27	6号機	残留熱除去系熱交換器（B）の海水出口圧力調整弁の開閉試験において、開度指示計に指示値不良が認められたため、当該開度指示計を点検・調整	D	
28	6号機	原子炉ウェルの除染作業準備のため、燃料交換機を移動させた際、原子炉建屋換気空調系排気プロセス放射線モニタの指示値が上昇し、放射線量高を示す警報の発生と同時に原子炉建屋換気空調系が自動停止し、非常用ガス処理系が自動起動したため、対応検討	C	
29	6号機	原子炉ウェル内の水抜きに伴い、原子炉建屋換気空調系排気プロセス放射線モニタ（A）の指示値が上昇し、放射線量高を示す警報の発生と同時に原子炉建屋換気空調系が自動停止し、非常用ガス処理系が自動起動したため、対応検討	C	
30	6号機	自動減圧・逃し安全弁の排気温度記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
31	集中環境施設	洗濯廃液系逆洗水受タンクの出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで